

## 地域包括支援センターの自己評価の結果報告について

### (1) 自己評価の目的

地域包括支援センター（以下「包括」という。）の運営に当たり、市及び包括が包括の人員体制及び業務の状況について、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（厚生労働省通知）」に基づく、全国統一の評価指標による包括の自己評価を行う。また、包括の機能強化のために市との連携強化が欠かせないことから、市の包括への関わりについても評価を行い、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を推進する。また適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進め、包括の機能強化を図る。

### (2) 自己評価の内容

厚生労働省策定「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」（別添1）に基づく、運営状況調査票の該当項目選択式。

なお、基幹型包括の評価指標は「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」及び「刈谷市基幹型地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書」を参考に、市が独自で策定。（別添2）

評価指標	評価項目数	
	包括	市
1 組織運営体制等 包括が提供すべきサービスを提供できる体制整備	19	19
2-(1) 総合相談支援 地域の高齢者の総合相談、サービス等の利用支援等	6	6
2-(2) 権利擁護 虐待対応、成年後見制度の紹介、詐欺被害対応等の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援	5	4
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援 包括的、持続的なケアマネジメントの提供を行うための介護支援専門員への支援等	6	6
2-(4) 地域ケア会議 高齢者を取り巻く地域課題を明確にし、地域包括ケアシステム構築に繋げる会議の運営等	9	13
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 要支援者や事業対象者のサービス利用支援	5	6
3 事業間連携（社会保障充実分事業） 在宅医療介護連携推進事業、認知症初期集中支援チーム、生活支援体制整備事業の取組	5	5
合計	55	59

### (3) 自己評価対象

対象年度：令和4年度（令和4年4月から令和5年3月まで）

対象包括：富士松包括、雁が音包括、中部包括、中央包括、依佐美包括、  
朝日包括、基幹型包括

### (4) 評価方法

- ① 包括内で協議の上、調査票の項目ごとに該当欄に「○」をつける。  
併行して、市の包括への関わりについて内部で協議の上、調査票の項目ごとに該当欄に「○」をつける。
- ② 調査票に記入された情報を基に、長寿課職員によるヒアリングを実施する。
- ③ 市及び包括が評価を調査票へ記入し、愛知県を通じて厚生労働省へ報告する。
- ④ 各包括で前年度評価と比較し、分析した結果を懇話会（地域包括支援センター運営協議会）に報告する。
- ⑤ 各包括に、懇話会での報告内容をフィードバックする。  
※ 基幹型包括は②まで実施

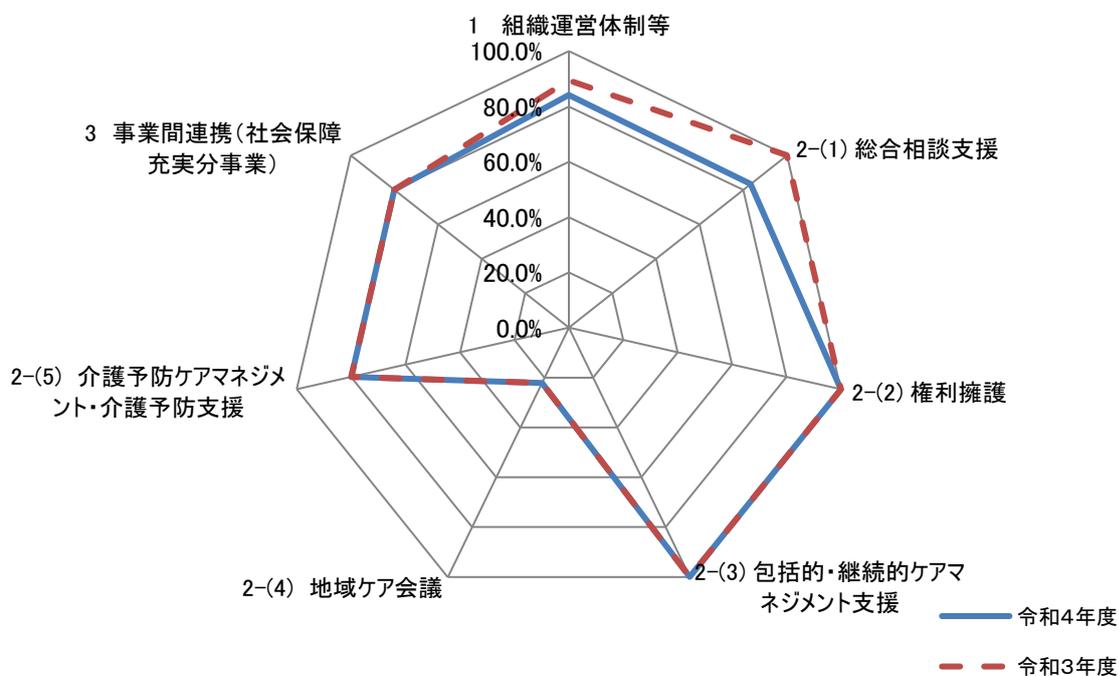
### (5) 自己評価結果

次ページ以降に各地域包括支援センター、市の自己評価結果を記載。

## 1 富士松包括

評価指標		富士松 令和4年度	富士松 令和3年度
1	1 組織運営体制等	84.2%	89.5%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	100.0%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%
5	2-(4) 地域ケア会議	22.2%	22.2%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	80.0%	80.0%
7	3 事業間連携 (社会保障充実分事業)	80.0%	80.0%

令和4年度自己評価（前年度と比較）

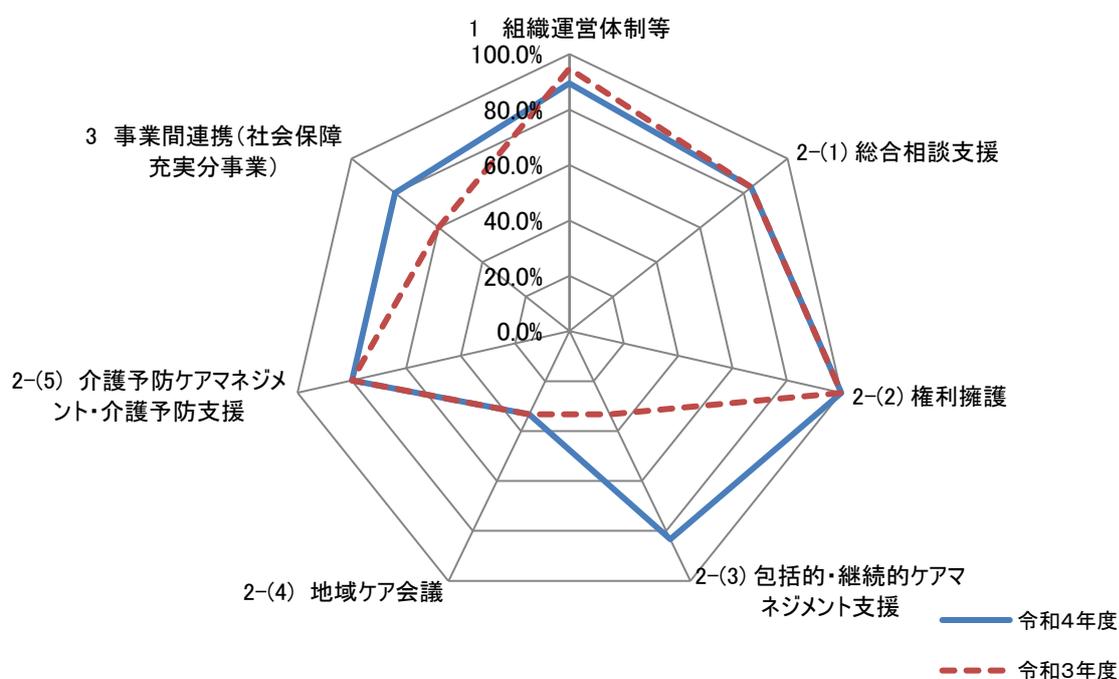


- ・「1 組織運営体制等」及び「2-(1) 総合相談支援」において前年度を下回っています。

## 2 雁が音包括

評価指標		雁が音 令和4年度	雁が音 令和3年度
1	1 組織運営体制等	89.5%	94.7%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	83.3%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	33.3%
5	2-(4) 地域ケア会議	33.3%	33.3%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	80.0%	80.0%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	80.0%	60.0%

### 令和4年度自己評価（前年度と比較）

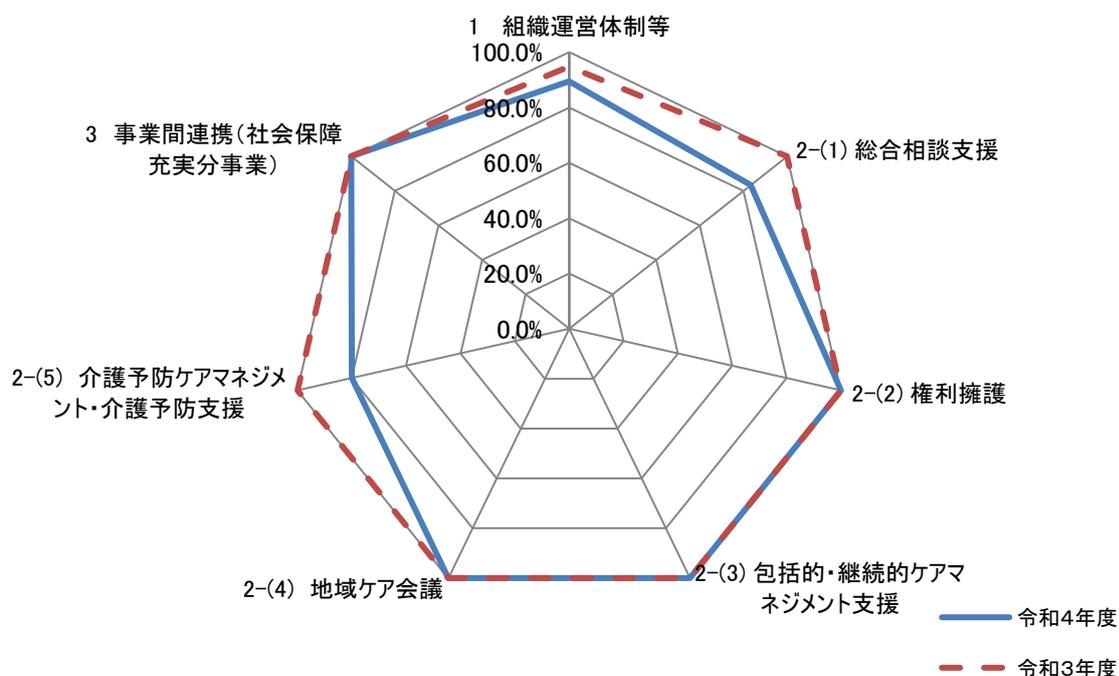


- ・「1 組織運営体制等」は前年度から下回っています。
- ・「2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援」及び「3 事業間連携（社会保障充実分事業）」において改善が見られました。

### 3 中部包括

評価指標		中部 令和4年度	中部 令和3年度
1	1 組織運営体制等	89.5%	94.7%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	100.0%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%
5	2-(4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	80.0%	100.0%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	80.0%	100.0%

令和4年度自己評価（前年度と比較）

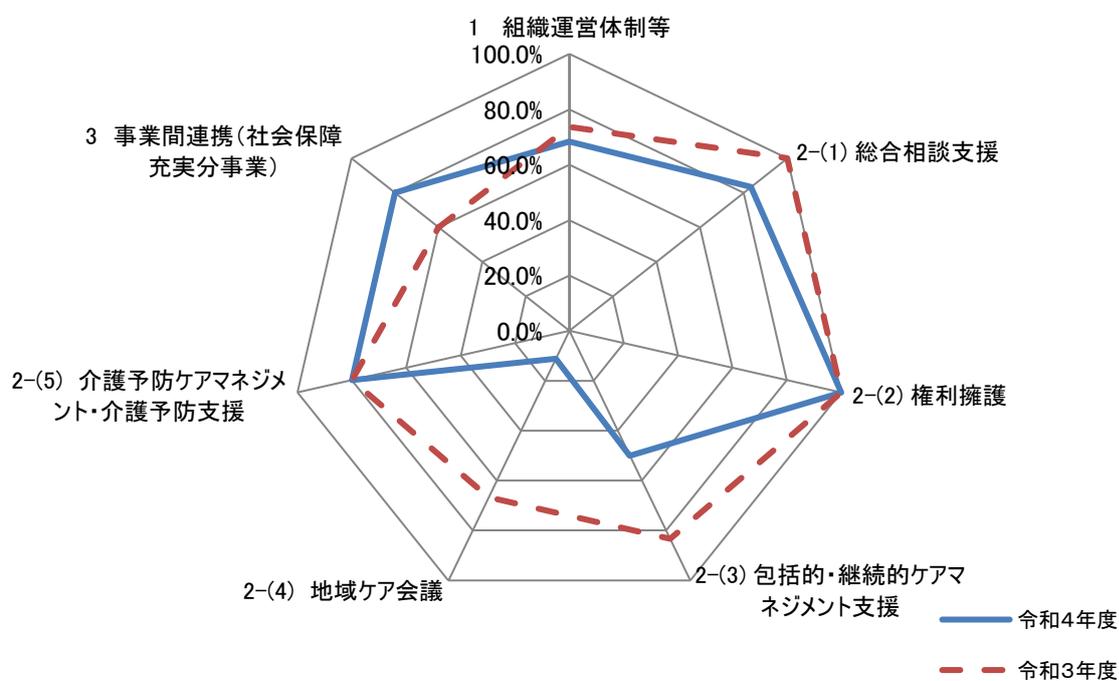


- ・ 3 指標で前年度を下回っています。

#### 4 中央包括

評価指標		中央 令和4年度	中央 令和3年度
1	1 組織運営体制等	68.4%	73.7%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	100.0%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	50.0%	83.3%
5	2-(4) 地域ケア会議	11.1%	66.7%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	80.0%	80.0%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	80.0%	60.0%

令和4年度自己評価（前年度と比較）

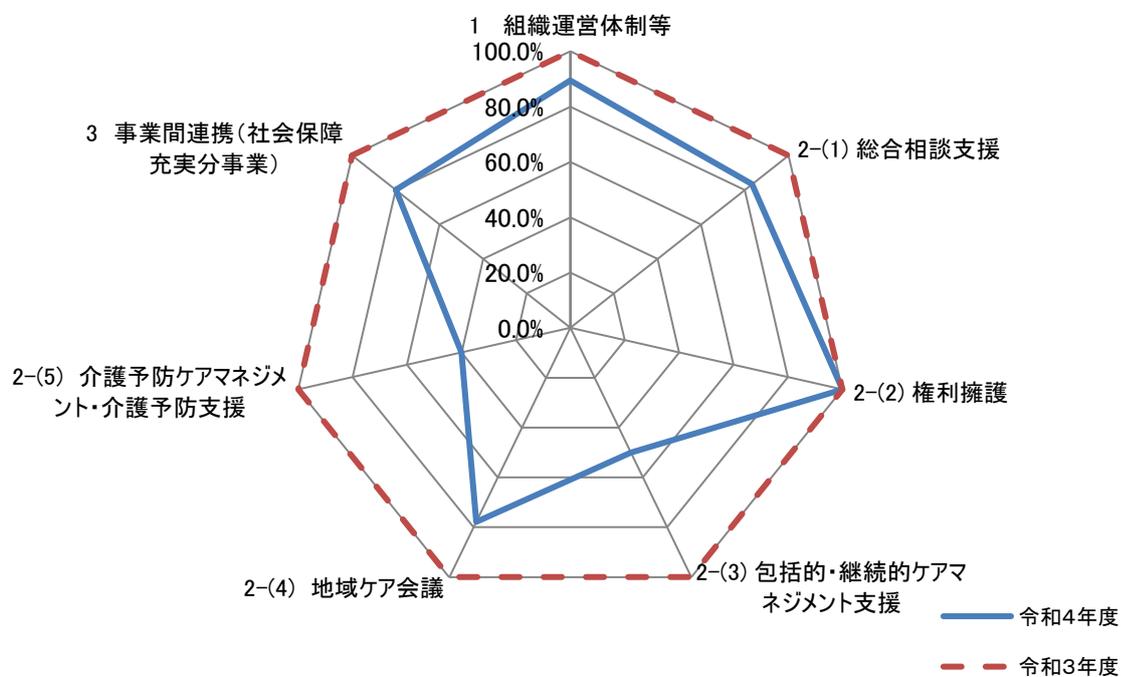


- ・ 4 指標で前年度を下回っています。
- ・ 「3 事業間連携（社会保障充実分事業）」において改善が見られました。

5 依佐美包括

評価指標		依佐美 令和4年度	依佐美 令和3年度
1	1 組織運営体制等	89.5%	100.0%
2	2-(1)総合相談支援	83.3%	100.0%
3	2-(2)権利擁護	100.0%	100.0%
4	2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援	50.0%	100.0%
5	2-(4)地域ケア会議	77.8%	100.0%
6	2-(5)介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	40.0%	100.0%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	80.0%	100.0%

令和4年度自己評価（前年度と比較）

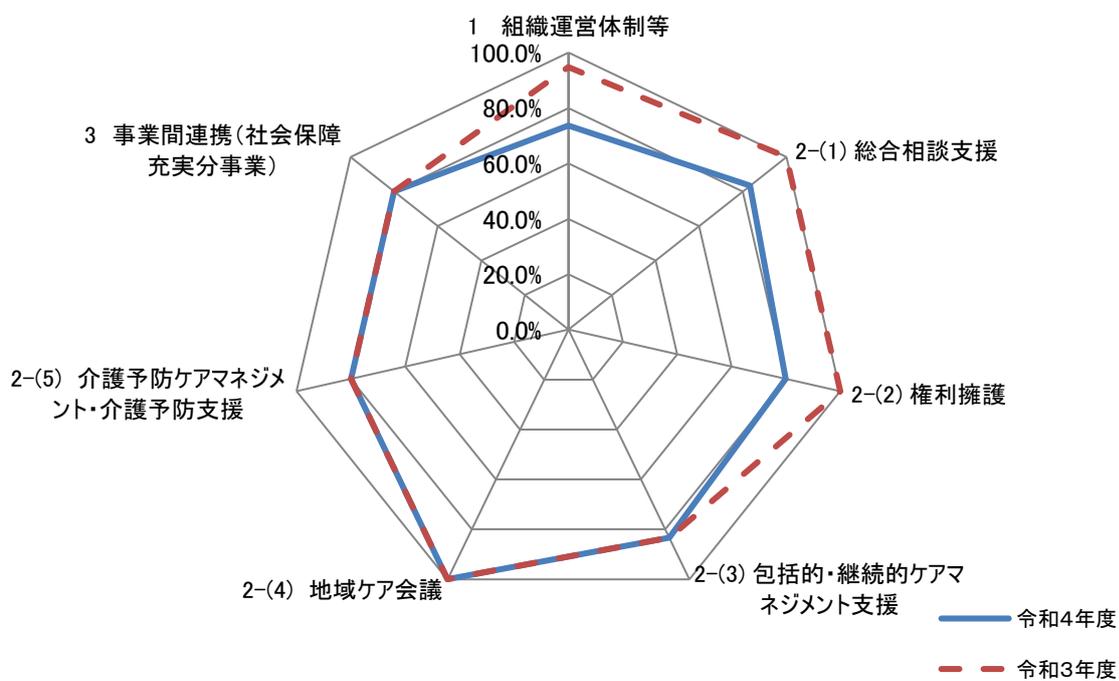


・ 6 指標で前年度を下回っています。

## 6 朝日包括

評価指標		朝日 令和4年度	朝日 令和3年度
1	1 組織運営体制等	73.7%	94.7%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	100.0%
3	2-(2) 権利擁護	80.0%	100.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	83.3%
5	2-(4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	80.0%	80.0%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	80.0%	80.0%

### 令和4年度自己評価（前年度と比較）

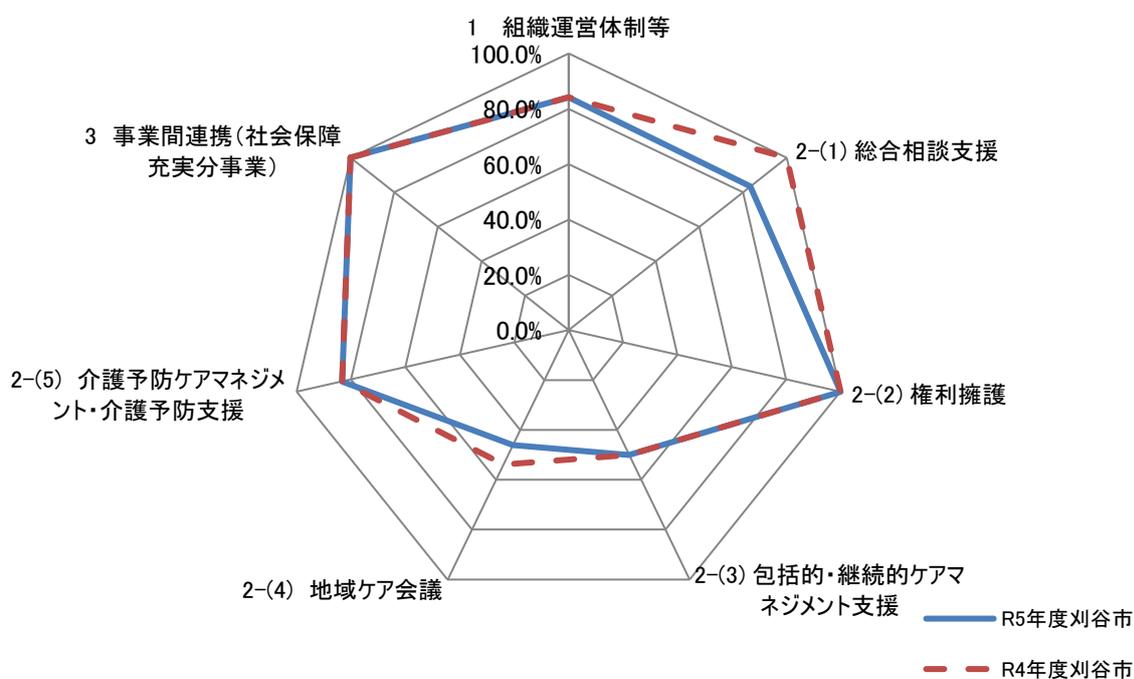


- ・ 3 指標で前年度を下回っています。

7 刈谷市（保険者）

評価指標		刈谷市 令和4年度	刈谷市 令和3年度
1	1 組織運営体制等	84.2%	84.2%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	100.0%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	50.0%	50.0%
5	2-(4) 地域ケア会議	46.2%	53.8%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	83.3%	83.3%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	100.0%

令和4年度自己評価（前年度と比較）

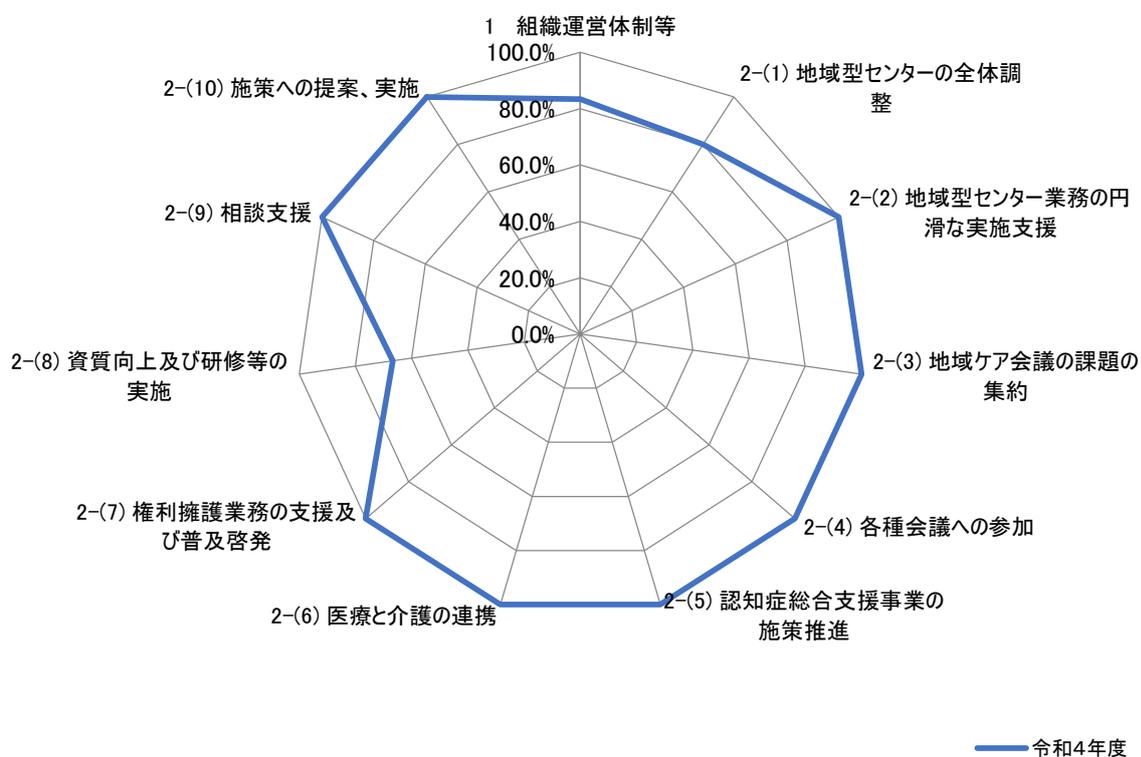


・「2-(1) 総合相談支援」及び「2-(4) 地域ケア会議」において前年度を下回っています。

## 8 基幹型包括

評価指標		評価項目数 回答内容が (-) は除く	刈谷市 令和4年度
1	1 組織運営体制等	12	83.3%
2	2-(1) 地域型センターの全体調整	15	80.0%
3	2-(2) 地域型センター業務の円滑な実施支援	14	100.0%
4	2-(3) 地域ケア会議の課題の集約	2	100.0%
5	2-(4) 各種会議への参加	2	100.0%
6	2-(5) 認知症総合支援事業の施策推進	1	100.0%
7	2-(6) 医療と介護の連携	2	100.0%
8	2-(7) 権利擁護業務の支援及び普及啓発	3	100.0%
9	2-(8) 資質向上及び研修等の実施	3	66.7%
10	2-(9) 相談支援	2	100.0%
11	2-(10) 施策への提案、実施	1	100.0%

### 令和4年度自己評価



・「1 組織運営体制等」、「2-(1) 地域型センターの全体調整」及び「2-(8) 資質向上及び研修等の実施」において実施できなかった項目があります。

## <総括>

### 【地域型包括】

令和4年度は、長期化するコロナウィルス感染症への対応をしながら、各包括が業務を実施しており、達成度が低い項目も見られました。特に、地域ケア会議の指標が低い結果となっており、できていると評価した包括とできていないと評価した包括との差も大きくなっています。人が集まる会議等を開催することの是非について、各包括や地域でも考え方が異なることから、その実施状況に差があり、評価に偏りができています。

5類への移行により、令和5年度からは各包括ともに少しずつ会議の開催ができており、今後は指標の達成が期待できます。

### 【市】

前年度を下回った「2-(4)地域ケア会議」については、コロナ禍で開催できないこともありますが、令和4年度は地域ケア会議のあり方について見直しを行い、他市への視察や研修参加を通して調査研究を行っていたため、ケア会議の実施ができていませんでしたが、令和5年度より包括が事例提供者となり多職種で事例を協議しそれぞれの専門性を活かした支援の方法を検討する、自立支援型地域ケア会議を開催していますので、指標は改善する見込みです。

また、前年度と同様「2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援」が低い評価となっておりますが、令和5年度は包括、基幹型包括と協議した上で、介護支援専門員向けの相談会の実施等を行っておりますので、指標は改善する見込みです。

### 【基幹型包括】

「1組織運営体制等」、「2-(1)地域型センターの全体調整」及び「2-(8)資質向上及び研修等の実施」において実施できなかった項目があります。

「2-(8)資質向上及び研修等の実施」につきましては、令和5年度から包括の新人職員向け研修の実施や高齢者虐待のワーキングチーム発足等を実施しているため、改善する見込みです。

# 市町村及び地域包括支援センターの評価指標

# 1. 組織・運営体制等

## (1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 1

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。		(センター指標なし)	・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	7	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・1000人未満の場合:3職種のうち1職種(1名)以上 ・1000人以上2000人未満の場合:3職種のうち2職種(2名)以上 ・2000人以上3000人未満の場合:保健師1名以上と社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか1名以上 (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
8	<p>センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。</p> <p>※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。</p> <p>①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下</p> <p>②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下</p> <p>③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下</p>		(センター指標なし)	<p>・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000～2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度における4月末時点の状況が対象</p>	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。</li> <li>・センターが複数ある場合(担当圏域が全て同規模の場合)には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。</li> <li>・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。</li> </ul> <p>①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名(2,400/2=1,200人)</p> <p>②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名(1,400/2=700人)</p> <p>→A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計:1,200+700=1,900人</p> <p>B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計: 1,250+750=2,000人</p> <p>→指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。</p> <p>※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。</li> </ul>
9	<p>センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。</p>	8	<p>市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。</p>	<p>・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。</p>	<p>評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> <li>・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
	(市町村指標なし)	9	<p>センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。</p>	<p>・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> </ul>
10	<p>センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。</p>	10	<p>夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。</p>	<p>・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。</p>	<p>前年度の実績が対象</p>	<p>(市町村・センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。</li> </ul>

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
11	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	11	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		(センター指標なし)	・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。

## (2) 個人情報の管理

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		(センター指標なし)	・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

### (3) 利用者満足度の向上

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。
19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

## 2. 個別業務

### (1) 総合相談支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
20	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		(センター指標なし)	・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。 ※対応例)センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など	24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。

## (2) 権利擁護業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	評価実施年度における、開催計画が対象	(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
	(市町村指標なし)	35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

#### (4) 地域ケア会議

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。		(センター指標なし)		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		(センター指標なし)	・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		(センター指標なし)	・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。		(センター指標なし)	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」とみなす。

### (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		(センター指標なし)	・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

### 3. 事業間連携(社会保障充実分事業)

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 13

# 刈谷市基幹型地域包括支援センター運営状況調査

別添2

1 組織運営体制等	回答内容
1	<p>1 事業を適切に運営するための体制を構築しているか</p> <p>1 刈谷市が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。                      ※令和4年度の運営について、令和4年3月末日までに示された運営方針が対象。                      ※刈谷市が定める運営方針の内容に沿った事業計画が紙面等で策定されている場合は○</p> <p>ア 事業計画の策定に当たって、刈谷市と協議し、刈谷市から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。                      協議の方法等は問わない。                      協議した記録（メモ、議事録等）が残されている場合は○</p> <p>2 刈谷市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。                      刈谷市からの支援・指導（口頭でも可）のあった際に、業務改善が図られている場合は○</p> <p>3 定期的な連絡会合に、毎回出席しているか。                      ※原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も○</p> <p>4 各種研修会及び多職種との交流等に参加しているか。                      主催者・研修内容・時間数は問わない。</p>
2	<p>2 職員の確保・育成を図っているか</p> <p>5 3職種（それぞれの職種の準ずる者を含む）に加え、管理責任者1名を配置しているか。                      管理責任者の職種は問わない。</p> <p>6 在籍する全ての職員に対して、基幹型センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。</p>
3	<p>3 利用者が相談しやすい相談体制を構築できているか</p> <p>7 開設時間中は、やむを得ない事態を除き必ず2人以上の職員が勤務し、1人の職員は事務室内に残り、相談業務等に対応できる体制を整えているか。                      やむを得ない事態とは虐待、困難事例の緊急時の現場対応等を指す。</p> <p>8 緊急時の対応に備え、連絡が可能な体制を確保しているか。                      高齢者虐待など、緊急時の対応がとれる体制が整っていれば○</p>
4	<p>4 個人情報の保護</p> <p>9 センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。                      データ又は紙面で整備されている場合は○                      法人として整備していても可○</p> <p>10 個人情報漏えいした場合の対応など、個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。                      データ又は紙面で整備されている場合は○                      法人として整備していても可○</p> <p>11 個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。</p> <p>12 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。                      持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合は○</p>

2 事業の実施	回答内容
1 地域型センターの全体調整	
13 地域型センターが実施する業務に関する要望や質問の取りまとめを行い、対象となる関係機関と調整・協議をし、方針や情報を伝達しているか。	
ア 1回/年、地域型センターを直接もしくはzoom等で訪問し、業務に関する要望や質問等についてヒアリングを行っているか。	
イ アの他に、電話やメール、FAX等にて適宜要望や質問等を受付けているか。	
ウ 地域型センターからの要望や質問等について刈谷市へ報告、協議のうえ、必要に応じて関係機関等へ報告、依頼や調整などを行っているか。	
14 地域型センターから集約した地域課題について刈谷市及び生活支援コーディネーターと協議及び提案しているか。	
提案した記録もしくは内容（メモ等）が残されている場合は○	
15 地域型センターの前月の業務に係る実績について刈谷市と共有しているか。	
ア 毎月、刈谷市から前月の業務に係る実績を受け取り、実績や地域型センターからの聞き取りから地域型センターの課題等を抽出しているか。	
イ 抽出した課題から解決策を立て、刈谷市、地域型センターへ提案等しているか。	
ウ 提案した解決策等は地域型センターで実施されているか。	
エ 課題や解決策等を各地域型センターに共有しているか。	
16 運営協議会の開催前に刈谷市から依頼があった場合は付議する案件について協議しているか。	
協議の記録（メモ等）が残されている場合は○	
付議する案件がなかった場合は－	
17 地域型センター連絡会及びセンター長会議の事務局として奇数月に開催・運営しているか。	
ア 会議の日時を刈谷市と協議し、各地域型センターへ開催通知と議題等の提出を通知しているか。	
イ 議題、回答の集約、出席者への提示をしているか。	
ウ 会議開催前に刈谷市と打ち合わせを行っているか。	
18 衣浦6市地域包括支援センター連絡協議会の運営に関して地域型センターと調整しているか。	
ア 協議会で提示される議題を各地域型センターへ展開し、回答を取りまとめているか。	
イ 協議会の開催市となった場合、運営に関して、刈谷市と協議し、役割分担を行い、その分担に応じた対応を行っているか。	
協議会の開催市ではなかった場合は－	
19 地域型センターの普及促進として、チラシ等の作成や普及活動を行っているか。	
普及に行ったチラシ等、普及活動を行った記録がある場合は○	
20 ワーキング（事業検討）チームの設立・運営を行っているか。	
ア 長寿課職員1名と各地域型センター各1名から構成される課題解決を目的としたワーキングチームを立ち上げ、その目的を達成しているか。	
イ ワーキングチームの活動内容等は刈谷市、各地域型センターへ報告しているか。	
2 地域型センター業務の円滑な実施支援	
21 地域型センターが円滑に業務運営を行うために支援しているか。	
ア 刈谷市からの指示、指導項目等について地域型センターへ伝達を行っているか。	
イ 地域型センターから業務に関する相談を受け、刈谷市へ相談が必要と判断した場合、刈谷市へ報告し、指示を仰いでいるか。	
相談がない場合は－	
ウ 地域型センターからの相談に応じ、助言、指導を行っているか。	
22 地域型センターの業務全般についての意見交換や地域型センターが抱える課題について相談に応じ、課題解決に向けて助言し、指導していますか。	
ア 1回/年、地域型センターを直接もしくはzoom等で訪問し、課題についてヒアリングを行っていますか。	
イ アの他に、電話やメール、FAX等にて適宜要望や質問等を受付けていますか。	
ウ 地域型センターからの課題について刈谷市へ報告、協議のうえ、必要に応じて関係機関等へ報告、依頼や調整などを行っていますか。	

23	虐待事例の解決に向けた支援並びに高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援等を刈谷市高齢者虐待マニュアルに準じて実施していますか。				
	ア	刈谷市高齢者虐待対応マニュアルに準じて実施し、ケースに応じた対応をとっていますか。			
	イ	虐待通報から終結までの情報を各年度ごと虐待通報一覧に都度入力していますか。			
	ウ	虐待通報一覧と経過記録を用いて、前月末までの進捗を毎月10日までに刈谷市へ報告していますか。			
エ	基幹型センターに相談があった地域型センターの前年度虐待事例のケースの件数を入力してください。 前年度から継続のケースでも入力。実人数を入力。				
		富士松包括		雁が音包括	
		中部包括		中央包括	
		依佐美包括		朝日包括	
24	緊急・処遇困難ケースの解決に向けた検討会の開催及び刈谷市・関係機関と連絡調整、同行訪問等により地域型センターを支援していますか。				
ア	基幹型センターに相談があった地域型センターの前年度の新規困難事例のケースの件数を入力してください。 過去に終結した事例、記録のない事例は新規として計上				
		富士松包括		雁が音包括	
		中部包括		中央包括	
		依佐美包括		朝日包括	合計件
イ	地域型センターより緊急・処遇困難ケースの相談を受けたら、地域型センターと対応に関する検討し、必要に応じて検討結果を刈谷市へ報告していますか。				
ウ	基幹型センター内で介入が必要と判断した場合、地域型センターを交えたケース会議を行っていますか。				
エ	地域型センターとの役割分担を明確にし、対応していますか。				
オ	介入後も適宜、地域型センターとの連絡、調整を行っていますか。				
25	緊急時には地域型センター、刈谷市と連携し迅速で適切なケース対応をしていますか。				
3	地域ケア会議の課題の集約				
26	地域型センターが開催する地域ケア会議に参加し、把握した社会的課題の内容を一覧にして取りまとめ、刈谷市に報告していますか。 検討の記録（検討に関する会議のメモ等）が残されている場合は○				
27	地域型センターが開催する地域ケア会議に参加し、考え方や実施手法を整理し、課題抽出して刈谷市と検討を行っていますか。 検討の記録（検討に関する会議のメモ等）が残されている場合は○				
4	各種会議への参加				
28	委員として選任されている各種会議に地域包括支援センターを代表して参加していますか。 いきいきクラブ連合会、要保護者対策地域協議会、在宅医療・介護連携推進協議会、自殺対策計画推進委員会等、刈谷市が実施する会議				
29	地域包括ケアシステム構築に向けた関係会議へ地域包括支援センターを代表して参加して出席を予定していたが虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合は○				
5	認知症総合支援事業の施策推進				
30	刈谷市、認知症総合支援事業における機能強化型センター業務の受託者と地域の課題や目標等について共有しながら相互に連携し、認知症施策の効果的な取組を推進していますか。 地域ケア会議に参加し、把握した認知症課題を共有していれば○				
6	医療と介護の連携				
31	在宅医療と介護連携体制の構築に向けた支援を実施していますか。				
ア	地域型センターや関係機関からの医療に関する要望等について刈谷市在宅医療・介護連携推進協議会等の場で伝達していますか。				

	イ	刈谷市が企画する医療と介護の連携についての研修会や講習会などの後方支援をしていますか。 相談等何らかの形で支援をしていれば○	
7	権利擁護業務の支援及び普及啓発		
	32	地域型センターからの成年後見制度の活用促進、消費者被害の対応に関する相談について支援を行っていますか。 成年後見制度の活用促進、消費者被害の対応に関する相談がなかった場合は-	
	33	権利擁護業務について地域型センターを支援していますか。	
	ア	権利擁護に関わる地域型センターからの相談に応じ、必要に応じて助言、関係機関との調整を行っていますか。	
	イ	支援の実施においては地域型センター、刈谷市と役割分担を行い、必要な支援を行っていますか。	
8	資質向上及び研修等の実施		
	34	地域型センター職員の資質向上のための研修・会合を年1回以上企画、実施していますか。 全包括職員を対象にした研修を1回以上開催している場合は○ 企画をしたが社会情勢に則り開催できなかった場合は○	
	35	刈谷ケアマネ連絡会の事務局を担い、ケアマネジャー等のための研修会を年1回以上企画、実施していますか。 研修を1回以上開催している場合は○ 企画をしたが社会情勢に則り開催できなかった場合は○	
	36	長寿課新任者職員のための研修会を4月、10月に企画、実施していますか。 10月に長寿課へ異動した職員がなければ4月の企画、実施のみで○	
9	相談支援		
	37	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な医療・介護・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っていますか。 困難事例や権利擁護事業につながるような事例についても含む	
	ア	高齢者とその家族及び地域住民からの相談に応じ、内容に応じて適切なサービス機関や制度の利用へつなげるよう支援していますか。	
	イ	地域課題の解決に向け、刈谷市や地域型センター、生活支援コーディネーター及び地区社協などの各種地域団体との協力体制を整えるための検討を行っていますか。	
10	施策への提案、実施		
	38	事業内容に定めるものの他、刈谷市における地域包括ケアシステムの構築のための市域での取り組みについて、必要に応じ施策提案を行い実施していますか。 提案の記録、資料等が残されている場合は○	

未入力の回答項目があります。セルが赤色になっている箇所を回答してください。 エラーの数(0にして伊藤まで提出)⇒

61